

鳥取縣公報

選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第二十三号

昭和二十三年十月五日執行の鳥取縣教育委員會委員の選挙における選挙運動費用の最高額を次のとおり変更する。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

委員候補者一人につき

金参方八千九百四拾式四七拾五錢

鳥取縣選舉管理委員會告示第二十四号

地方自治法第七十四條第四項及びこれを準用する規定（教育委員會法第二十九條の規定を含む）による選挙権を有するものの総数の五十分の一の数又は三分の一の数は次の通りである。

昭和二十三年十月八日 金曜日

昭和二十三年十月八日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

鳥取縣において 五十分の一の数 六、四七六人
選挙権を有する 三分の一の数 一一一、二六五人

鳥取縣選舉管理委員會告示第二十五号

昭和二十三年十月五日執行の鳥取縣教育委員會委員選挙における当選人の住所氏名は、次の通りである。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

任期四年の委員

住 所	氏 名
鳥取市東町二六八番地	三木 順治
西伯郡中浜村大字新屋四二番地	安田 貞榮
東伯郡淺津村大字下淺津一四九番地	尾崎 茂

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日を除く） 昭和二十三年十月八日 外 鳥取縣選舉管理委員會告示第二十五号

昭和二十三年十月八日
昭和二十三年十月八日
外
昭和二十三年十月八日
第三編 警察部 (可)

任期二年の委員

住 所 氏 名

日野郡日野村大字舟場三三七番地ノ一 三好泰三
氣高郡鹿野町大字廣木七二番地 南條重太郎
八頭郡河原町大字鏡河原二六二番地 萩原清郎

昭和二十三年十月八日印
昭和二十三年十月八日發行

取 懸 公 報

昭和二十三年十月十五日
第三編 警察部 (可)

發 行 所
郵 局 市 東 町
取 懸 公 報 印 刷 所